



金沢市公報

号外第5号

平成17年(2005年)3月25日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		一部を改正する条例 (財 政 課)	20
○金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (職 員 課)	1	○金沢市税賦課徴収条例及び金沢都市計画事業 金沢駅北土地区画整理事業施行に関する条例 の一部を改正する条例 (税 務 課)	20
○金沢市長期継続契約を締結することができる 契約を定める条例 (監 理 課)	2	○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	21
○町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する 条例 (市民参画課)	3	○金沢市学校設置条例の一部を改正する条例 (教 育 総 務 課)	26
○金沢市における市民参加及び協働の推進に関 する条例 (広 報 広 聴 課)	3	○金沢美術工芸大学授業料等徴収条例の一部を 改正する条例 (美 術 工 芸 大 学)	26
○金沢市における墓地等の経営の許可等に関する 条例 (保 健 衛 生 課)	7	○金沢21世紀美術館条例の一部を改正する条例 (国 際 文 化 課)	26
○金沢市における美しい沿道景観の形成に関する 条例 (まちなみ対策課)	11	○金沢市文化ホール条例の一部を改正する条例 ()	27
○金沢市事務分掌条例 (企 画 調 整 課)	16	○金沢市文化財保護条例の一部を改正する条例 (文 化 財 保 護 課)	27
○金沢市農業委員会条例の一部を改正する条例 (農 業 委 員 会 事 務 局)	18	○金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例等の 一部を改正する条例 ()	28
○政治倫理の確立のための金沢市長の資産等の 公開に関する条例の一部を改正する条例 (総 務 課)	18	○金沢市立中村記念美術館条例等の一部を改正 する条例 (国 際 文 化 課)	28
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (職 員 課)	19	○前田土佐守家資料館条例の一部を改正する条 例 ()	30
○市長等の給与の特例に関する条例の一部を改 正する条例 ()	19	○金沢市文化施設における共通観覧券の発行に 関する条例の一部を改正する条例()	31
○特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改 正する条例 ()	19	○金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の 一部を改正する条例 (観 光 課)	32
○金沢市の基金の設置及び管理に関する条例の			

条 例

金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第1号

金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任命権者の報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(任命権者の報告事項)

第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他市長が必要があると認める事項

(公平委員会の報告の時期)

第4条 金沢市公平委員会（以下「公平委員会」という。）は、毎年7月末までに、市長に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 市長は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

- (1) 金沢市公報に登載する方法
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第2号

金沢市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の規定に基づき、法第234条の3の規定による契約（以下「長期継続契約」という。）の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約を締結することができる契約)

第2条 令第167条の17に規定する条例で定める契約は、次に掲げるものとする。

- (1) 事務用機器、車両等に関する賃貸借契約
- (2) 施設の清掃及び警備に関する委託契約
- (3) 施設の設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約
- (4) 継続的な労務の提供に関する契約（前2号に掲げるものを除く。）のうち、その契約の性質上長期継続契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約で、規則で定めるもの

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第3号

町の名称の変更に伴う関係条例の整理に関する条例

(金沢市農業委員会条例の一部改正)

第1条 金沢市農業委員会条例（昭和35年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1選挙区の項中「橋場町」を「橋場町 並木町」に改める。

(金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和43年条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「橋場町」の次に「、並木町」を加える。

(金沢市消防団条例の一部改正)

第3条 金沢市消防団条例（平成3年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「橋場町（3番を除く。）」を「橋場町（3番を除く。） 並木町」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第4号

金沢市における市民参加及び協働の推進に関する条例

金沢は、これまで自然環境や歴史、風土の中で培われてきた公私協働の土壌を守り育て、これを活かしながら、市民の自主性とまちの独自性を発揮し、発展してきた。

これらの金沢が誇るべき貴重な財産を礎に、市民主体のまちとして将来にわたりさらに発展するためには、市民との情報の共有により行政の透明性を高めるとともに、市民と市とが互いに協力し、補完し合う協働の心を育て、市民一人ひとりが自覚と責任を持って、まちづくりに当たることが必要である。

ここに、本市は、代表民主制を基本とする地方自治制度のもと、市民と市の役割を明らかにするとともに、多様な市民参加の機会を確保することにより、市民と市との協働による市政の推進を図り、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、本市における市民参加を推進するための基本となる事項を定めることにより、協働による市政を推進することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において「市民参加」とは、市民が自己の意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。

2 この条例において「協働」とは、市民及び市がそれぞれ自らの果たすべき役割を自覚して、対等の立場で協力し合い、及び補完し合うことをいう。

(基本原則)

第3条 市民参加は、協働による市政の実現を目指して推進されなければならない。

2 市民参加は、市民にとって、その機会が平等に与えられることにより推進されなければならない。

3 市民参加は、市民及び市が情報を交換し、及び共有することにより推進されなければならない。

4 市民参加は、市民及び市が相互の役割を理解し、互いに尊重して推進されなければならない。

5 市民参加は、市民の多様な価値観に公平かつ的確に対応して推進されなければならない。

6 市民参加は、市民の福祉の増進及び市政の効率性の確保が図られることを基本として推進されなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らの果たすべき役割を自覚し、多様な機会を通じて積極的かつ主体的に市民参加をするよう努めなければならない。

2 市民は、特定の個人又は団体の利益ではなく、市全体の公共の利益を考慮することを基本として、市民参加をするよう努めなければならない。

3 市民は、自らの発言及び行動に責任を持って市民参加をするよう努めなければならない。

(市の役割)

第5条 市は、市民参加の機会の提供その他の市民参加を推進するための必要な措置を講

じなければならない。

- 2 市は、施策の企画立案、実施及び評価の過程において情報の積極的な提供及び公開を推進し、説明責任を果たすことにより、市民と情報を共有するよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加を推進することにより、市民の意向を把握し、施策に反映させるよう努めなければならない。
- 4 市は、金沢が育ててきた地域における市民の自主的な活動を尊重し、その活動を行っている団体との連携を図り、協働による市政を推進するよう努めなければならない。

(市民参加の手続)

第6条 この条例における市民参加の手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) パブリックコメント手続（施策の企画立案に当たり、当該施策の趣旨、目的、内容等を公表し、これらについて提出された市民の意見を考慮し、意思決定を行う手続をいう。以下同じ。）
- (2) 審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体（以下「審議会等」という。）による調査及び審議
- (3) 意見交換会、公聴会、説明会及びアンケートの実施
- (4) 共同研究（市が、専門家の助言を受けながら参加者が共同で施策に関する研究を行う場を設けることをいう。）
- (5) 市民との協定による施策の実施
- (6) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等による施策の実施
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める手続

(市民参加の手続における基本的な考え方)

第7条 市長その他の執行機関（以下「市の機関」という。）は、施策の企画立案、実施又は評価の過程において、前条各号に掲げる市民参加の手続のうち、最も適切かつ効果的であると認められる手続を行うよう努めなければならない。

第8条 市の機関は、施策の企画立案、実施又は評価の過程における適切な時期に市民参加の手続を行うよう努めなければならない。

第9条 市の機関は、施策に応じ、できる限り広く市民参加が行われるよう努めなければならない。

第10条 市の機関は、施策に係る情報を積極的に提供するよう努めるとともに、市民参加の手続を経て提出された市民の意見等を施策に反映させるよう努めなければならない。

第11条 市の機関は、次の各号のいずれかに該当する施策については、市民参加の手続を行わないことができる。

- (1) 法令又は条例に施策の実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- (2) 迅速性又は緊急性を要するもの
- (3) 市税等の賦課徴収及び使用料等の徴収に関するもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定めるもの

(パブリックコメント手続)

第12条 市の機関は、次に掲げる施策の企画立案（前条各号に掲げるものを除く。）をしようとするときは、パブリックコメント手続を行うものとする。

- (1) 市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

2 市の機関は、パブリックコメント手続の対象となる施策の企画立案をしようとするときは、当該企画立案に係る意思決定を行う前に、当該施策の案その他市長が別に定める事項を公表するものとする。

3 市の機関は、パブリックコメント手続により提出された意見の概要及び当該意見に対する考え方を公表するものとする。

4 第7条から前条まで及び前3項に定めるもののほか、パブリックコメント手続による市民参加の手続については、市長が別に定める。

(審議会等)

第13条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、法令等に公開しない旨の定めがあるとき、又は会議の内容が金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第7条各号に掲げる情報のいずれかに該当するおそれその他正当な理由があると当該審議会等が認めるときは、この限りでない。

2 市の機関は、審議会等の構成員を任命し、又は委嘱しようとする場合は、市民の意見を適切に反映させるため、多様な人材を登用するよう努めるとともに、構成員の全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。ただし、法令等に構成員に関する定めがあるとき、高度な専門性を有する事案を取り扱う審議会等であるとき、その他正当な理由があると当該市の機関が認めるときは、この限りでない。

3 第7条から第11条まで及び前2項に定めるもののほか、審議会等の調査及び審議による市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(意見交換会等の市民参加の手続)

第14条 第7条から第11条までに定めるもののほか、第6条第3号から第7号までに掲げる市民参加の手続については、市の機関が別に定める。

(推進計画)

第15条 市長は、市民参加及び協働による市政を総合的に推進するための計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(推進施策)

第16条 市長は、推進計画に基づき、市民参加及び協働による市政を推進するための次に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(1) 市民参加及び協働に関する意識の把握及び向上に関する事項

(2) 地域において自主的な活動を行っている市民団体等が有している経験、知識、情報等の活用に関する事項

(3) 市民参加及び協働の推進に関する助言又は指導をすることができる人材の育成及び活用に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、市民参加及び協働による市政を推進するために必要な事項

(協働をすすめる市民会議)

第17条 市民及び市は、それぞれの役割に基づいて、自主的かつ自発的な市民参加及び協働による市政を推進するため、協働をすすめる市民会議（以下「市民会議」という。）

を組織するものとする。

2 市民会議は、推進計画に関する事項及びこの条例に基づく施策を総合的に推進するために必要な事項について協議するものとする。

(他の制度との調整)

第18条 法令又は条例に市民参加の手続が定められている場合は、この限りにおいて、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第5号

金沢市における墓地等の経営の許可等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等に係る基準及び手続その他法の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義の例による。

(計画書の提出)

第3条 第8条の規定による申請をしようとする者(以下「申請予定者」という。)は、当該申請をしようとする日の60日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項その他当該申請に係る計画(以下「墓地等の計画」という。)について記載した書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(1) 墓地等の名称及び所在地

(2) 墓地等の敷地の地目及び面積

(標識の設置)

第4条 申請予定者は、当該墓地等の計画の周知を図るため、前条に規定する書類を提出した日後に、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画に係る土地内の見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 申請予定者は、前項の標識を設置したときは、直ちに市長に報告しなければならない。

(申請予定者の責務)

第5条 申請予定者は、近隣住民等から当該墓地等の計画に関する問い合わせがあったときは、誠実に対応し、必要に応じ協議を行うなど、近隣住民等の理解を得るよう努めなければならない。

(説明会の開催)

第6条 申請予定者は、第4条第1項の標識を設置した日後に、規則で定める範囲の近隣住民等に対し、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画に関する説明会を開催しなければならない。

2 申請予定者は、前項の説明会を開催したときは、規則で定めるところにより、速やかに当該説明会の開催の状況及びその結果について市長に報告しなければならない。

(事前協議)

第7条 申請予定者は、前条第2項の規定による報告をした日後に、規則で定めるところにより、当該墓地等の計画について市長と協議しなければならない。ただし、市長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

(墓地等の経営許可等の申請)

第8条 法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(墓地等の経営許可の基準等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、次条から第13条までに規定する基準に適合していると認める場合でなければ、法第10条第1項の規定による許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が墓地等を経営しようとする場合

(2) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人(以下「宗教法人」という。)又は墓地若しくは納骨堂の経営を行うことを目的として設立された民法(明治29年法律第89号)第34条に規定する公益法人(以下「公益法人」という。)が墓地又は納骨堂を経営しようとする場合で、やむを得ない事由があり、かつ、墓地又は納骨堂の経営の永続性及び非営利性が確保されると認められるとき。

(3) その他規則で定める場合

2 市長は、墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更が次の各号のいずれかに該当する場合であり、かつ、次条から第13条までに規定する基準に適合していると認める場合でなければ、法第10条第2項の規定による許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更をしようとする場合

(2) 宗教法人、公益法人又は規則で定めるものが従前の墓地の区域又は納骨堂の施設の変更をしようとする場合で、正当な事由があり、かつ、墓地又は納骨堂の経営の永続性及び非営利性が確保されると認められるとき。

3 市長は、墓地の区域若しくは納骨堂の施設の変更又は墓地若しくは納骨堂の廃止の場合において、改葬を要するときは、当該改葬が完了したことを確認した後でなければ、法第10条第2項の規定による許可をしてはならない。

(墓地等の設置場所の基準)

第10条 墓地及び火葬場の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が周囲の状況等により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 国道、県道その他の主要な道路、鉄道、軌道、河川、公園、学校、病院及び人家等から、墓地の新設にあつては200メートル以上、火葬場の新設にあつては500メートル以上離れている場所であること。

(2) 飲用水が汚染されるおそれがない場所であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

2 納骨堂の設置場所は、第8条の規定による申請をした者が所有する寺院若しくは教会の境内地内又は墓地の敷地内に限るものとする。ただし、地方公共団体又は公益法人が設置する場合は、この限りでない。

(墓地の構造の基準)

第11条 墓地の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 周囲には、美観に配慮した塀又は密植した垣を巡らすこと。

(2) 墓地内の通路は、小石を敷く等の措置を講じ、その有効幅員は、1メートル以上とすること。

(3) 墓地内には、適当な排水設備を設け、雨水等が停滞しないようにすること。

(4) 給水設備及びごみ集積設備を設けること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(納骨堂の構造の基準)

第12条 納骨堂の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 外壁及び屋根は、耐火構造とすること。

(2) 納骨堂内の設備は、不燃材料を用いること。

(3) 出入口及び納骨装置は、施錠することができる構造とすること。

(4) 換気設備を設けること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(火葬場の構造の基準)

第13条 火葬場の構造の基準は、次のとおりとする。ただし、市長が公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 周囲との境界には、障壁、密植した垣等を設けること。

(2) 死体安置室には、洗浄設備、換気設備及び汚水排水設備を設けること。

(3) 出入口は、施錠することができる構造とすること。

(4) 火炉及び煙突は、堅固な構造とし、防臭、防音及び防じんについて十分な能力を有すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

(墓地等の経営許可の決定等)

第14条 市長は、第8条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る許可の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に対し通知する。

2 市長は、前項の規定による許可の決定の際、必要な条件を付けることができる。

3 第8条の規定による申請をした者は、第1項の規定による許可の決定の通知を受けた後でなければ、墓地等に係る造成、建設その他の工事（以下「墓地等の工事」という。）に着手してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 市長は、法に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、当該墓地等の経営の改善その他必要な措置をとるべき旨を命じ、又は法第10条第1項若しくは

第2項の規定による許可を取り消し、若しくは当該許可の条件を変更することができる。

- (1) 正当な理由がなく、前条第1項の規定による許可の決定の通知を受けた日から6箇月を経過してもなお墓地等の工事に着手しないとき。
- (2) 正当な理由がなく、墓地等の工事の完了予定日から1年を経過してもなお次条第1項の規定による届出がないとき。
- (3) 墓地等の計画の内容又は第8条の規定による申請の内容に虚偽があったとき。
- (4) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定による許可に付けた条件に違反したとき。

(工事完了の届出)

第16条 第14条第1項の規定による許可の決定の通知を受けた者は、当該許可に係る墓地等の工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る墓地等の工事の検査を行い、当該墓地等がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は他の法令等に規定する基準に適合していると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。

3 第1項の規定による届出をした者は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(都市計画事業による墓地の新設等の届出)

第17条 法第11条の規定により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止について法第10条第1項又は第2項の許可があったものとみなされるときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(変更の届出)

第18条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地
- (2) 氏名又は法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名
- (3) 墓地等の名称

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に墓地又は納骨堂に立ち入り、当該施設、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(墓地等の経営者の責務)

第20条 墓地等の経営者は、高い倫理性を持ち、災害等に対する防止措置を講じるとともに、当該墓地等が周辺的生活環境及び自然環境と十分調和するよう努めなければならない。

(墓地等の清潔の保持等)

第21条 墓地等の経営者又は管理者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 墓地等を常に清潔に保つこと。
- (2) 老朽化し、又は破損した墓地等の施設については、速やかに修復等を行うこと。
- (3) 墓石等が倒壊し、又は倒壊のおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じ、又はその使用者等に当該措置を講じることを求めること。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に金沢市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和57年規則第43号）に基づきなされた法第10条第1項又は第2項の規定による許可については、この条例の規定によりなされたものとみなす。
- 3 第3条から第16条までの規定は、施行日以後に法第10条第1項又は第2項の規定による許可の申請をした者について適用し、施行日前に当該申請をした者については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の際現に存する墓地等又は施行日前の法第10条第1項若しくは第2項の規定による許可に係る墓地等（当該許可に係る墓地等の工事が完了していないものに限る。）の設置場所及び構造の基準については、施行日以後にこれらの墓地等につき同項の規定による許可を受けようとする場合を除き、第10条から第13条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第6号

金沢市における美しい沿道景観の形成に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 美しい沿道景観の形成（第7条—第14条）
- 第3章 沿道景観形成協議会（第15条）
- 第4章 沿道景観形成協定（第16条・第17条）
- 第5章 援助（第18条）
- 第6章 雑則（第19条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市の美しい沿道景観の形成について、市長、道路管理者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、美しい沿道景観の形成のための基本となる事項等を定めることにより、豊かな自然や歴史的な街並みが保全され、又は新しい都市空間が創出される周辺の環境と一体となった、市民が親しみ、誇ることができる沿道景観の保全及び創出を図り、もって地域の魅力の向上と人々の交流の促進に資することを

目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 美しい沿道景観の形成 周辺の景観その他の環境と調和した沿道景観を保全し、又は創出することをいう。
- (2) 沿道景観 道路及び沿道の景観その他の環境のことをいう。
- (3) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路で、幹線道路として市長が重要であると認めて指定するものをいう。
- (4) 沿道 道路に沿った区域のことをいう。
- (5) 道路管理者等 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項に規定する公安委員会をいう。
- (6) 広告物 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定する屋外広告物をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、美しい沿道景観の形成を図るための計画の策定等の必要な施策を実施しなければならない。

- 2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、道路管理者等の意見が反映されるよう努めるとともに、その理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市長は、第1項の施策の実施に当たっては、市民及び事業者（以下「市民等」という。）の意見が反映されるよう努めるとともに、美しい沿道景観の形成に関する市民等の意識の高揚を図る等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、美しい沿道景観の形成について協力を要請しなければならない。

(道路管理者等の責務)

第4条 道路管理者等は、第1条の目的を達成するため、道路空間の整備が美しい沿道景観の形成に先導的な役割があることを認識し、美しい沿道景観の形成に配慮した当該整備に努めなければならない。

- 2 道路管理者等は、必要があると認めるときは、市長及び市民等に対し、美しい沿道景観の形成について協力を要請することができる。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条の目的を達成するため、相互に連携及び協力をして、美しい沿道景観の形成に自ら努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第1条の目的を達成するため、その事業活動を行うに当たっては、美しい沿道景観の形成に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 美しい沿道景観の形成

(沿道景観形成区域の指定)

第7条 市長は、美しい沿道景観の形成のために必要な区域を沿道景観形成区域（以下「形成区域」という。）として指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により形成区域を指定しようとするときは、あらかじめ道路管理者等と協議しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により形成区域を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例（平成元年条例第49号）第18条に規定する金沢市都市景観審議会（以下「都市景観審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により形成区域を指定しようとするときは、金沢市屋外広告物条例（平成7年条例第58号）第36条第1項に規定する金沢市屋外広告物審議会（以下「屋外広告物審議会」という。）の意見を聴くことができる。
- 5 市長は、第1項の規定により形成区域を指定するときは、その旨及びその区域を告示しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、形成区域の指定を解除し、又はその区域を変更する場合について準用する。

（沿道景観形成基準）

第8条 市長は、前条第1項の規定により形成区域を指定したときは、形成区域ごとにおける美しい沿道景観の形成を図るための基準として、沿道景観形成基準（以下「形成基準」という。）を定めるものとする。

- 2 形成基準には、形成区域ごとに次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 道路及びその附属物の色彩及び意匠に関する事項
- (2) 広告物及び広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の位置、形状、面積、色彩、意匠及び表示の方法に関する事項
- (3) 建築物その他の工作物（道路及びその附属物並びに広告物等に係るものを除く。以下「建築物等」という。）の規模、位置、色彩、意匠及び形態に関する事項
- (4) 宅地その他の土地の形質に関する事項
- (5) 緑化に関する事項
- (6) その他市長が必要があると認める事項

- 3 市長は、形成基準のうち前項第1号に掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくはその基準を変更しようとする場合は、あらかじめ道路管理者等と協議しなければならない。

- 4 市長は、形成基準のうち第2項第2号に掲げる事項について定めようとする場合又は当該事項に係る基準を廃止し、若しくはその基準を変更しようとする場合は、あらかじめ屋外広告物審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 前2項に定めるもののほか、前条第3項から第5項までの規定は、形成基準を定める場合又はその基準を廃止し、若しくは変更する場合について準用する。

（行為の届出）

第9条 形成区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。ただし、当該形成区域における形成基準に定めのない事項に係る行為については、この限りでない。

- (1) 道路の新設、改築、大規模な修繕又は色彩の変更
- (2) 道路の附属物の新築、改築、増築、移転、大規模な修繕又は色彩の変更

- (3) 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造、移転、修繕若しくは色彩の変更
 - (4) 建築物等の新築、改築、増築、移転、除却、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - (5) 木竹の伐採
 - (6) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
 - (7) 物件のたい積
- 2 前項の規定により届け出なければならないとされる行為について、次の各号のいずれかに該当する届出、申請又は確認があったときは、これをもって、同項の規定による届出があったものとみなす。
- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第58条の2の規定による建築等の届出
 - (2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年石川県条例第21号）第3条の規定による許可の申請
 - (3) 金沢市における伝統環境の保存及び美しい景観の形成に関する条例第7条又は第11条の規定による届出
 - (4) 金沢市こまちなみ保存条例（平成6年条例第1号）第7条の規定による届出
 - (5) 金沢市屋外広告物条例第7条、第8条、第12条第4項及び第5項、第16条第3項及び第17条第1項の規定による許可の申請、第9条第2項、第16条第3項及び第17条第1項の規定による確認並びに第10条第6項の規定による届出
 - (6) 金沢市用水保全条例（平成8年条例第7号）第7条の規定による届出
 - (7) 金沢市斜面緑地保全条例（平成9年条例第1号）第7条の規定による届出
 - (8) 金沢の歴史的文化的文化資産である寺社等の風景の保全に関する条例（平成14年条例第10号）第7条の規定による届出
- 3 第1項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。
- (1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
 - (2) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
（国等に関する特例）
- 第10条 国の機関又は地方公共団体は、前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条第1項の規定による届出に代えて、あらかじめその旨を市長に通知しなければならない。
- （助言、指導又は勧告）
- 第11条 市長は、第9条第1項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が形成基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、美しい沿道景観の形成に必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。
- 2 市長は、第9条第1項の規定による届出をしない者又は虚偽の届出をした者に対し、期限を定め、必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。
 - 3 市長は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合においては、都市景観審議会及び屋外広告物審議会の意見を聴くことができる。
- 第12条 市長は、形成区域内の建築物等又は広告物等が当該形成区域における形成基準に適合せず、沿道景観を著しく阻害していると認めるときは、当該建築物等又は広告物等の所有者又は権原に基づく占有者若しくは管理者（以下「所有者等」という。）に対し、

当該形成区域における形成基準に基づき、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。

2 市長は、形成区域内の空地が当該形成区域における沿道景観を著しく阻害していると認めるときは、当該空地の所有者等に対し、美しい沿道景観の形成に配慮した適正な空地の管理又は利用を図るよう助言、指導又は勧告をすることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。

(報告等)

第13条 第11条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。

2 市長は、前条第1項又は第2項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者に対し、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について報告を求めることができる。

3 市長は、前2項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。

(公表)

第14条 市長は、第11条又は第12条の規定により勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、かつ、意見を述べ、及び有利な証拠を提出する機会を与えるとともに、都市景観審議会又は屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

第3章 沿道景観形成協議会

第15条 この条例に規定する事項のうち、形成区域を指定し、形成基準を定めることその他の美しい沿道景観の形成に関し必要となるべき措置について協議するため、市長、道路管理者等、市民等並びに知識経験を有する者及び美しい沿道景観の形成のための活動を行う者は、沿道景観形成協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会の会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

第4章 沿道景観形成協定

(協定の締結)

第16条 沿道内に存する土地、建築物等又は広告物等の所有者又はこれらについて使用することができる権利を有する者は、その相互において当該沿道の美しい沿道景観の形成を図るための協定を締結することができる。

(沿道景観形成協定の認定)

第17条 市長は、前条の協定で、その内容が美しい沿道景観の形成に寄与すると認めるものを沿道景観形成協定として認定することができる。

第5章 援助

第18条 市長は、形成区域内における美しい沿道景観の形成を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。

2 市長は、市民等による美しい沿道景観の形成のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

金沢市事務分掌条例をここに公布する。

平成17年3月25日

金沢市長 山 出 保

◎金沢市条例第7号

金沢市事務分掌条例

金沢市役所部設置条例（昭和29年条例第37号）の全部を改正する。

(局の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。

- (1) 都市政策局
- (2) 総務局
- (3) 産業局
- (4) 市民局
- (5) 福祉健康局
- (6) 環境局
- (7) 都市整備局

(局の分掌事務)

第2条 局の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 都市政策局
 - ア 重要施策の企画及び調整に関する事項
 - イ 情報化に関する事項
 - ウ 芸術文化及び国際化に関する事項
 - エ スポーツに関する事項
 - オ 歴史建造物に関する事項
- (2) 総務局
 - ア 秘書に関する事項
 - イ 文書及び財産に関する事項
 - ウ 行政の経営管理に関する事項
 - エ 職員に関する事項
 - オ 議会及び財政に関する事項
 - カ 契約に関する事項
 - キ 税に関する事項
 - ク 他局の所管に属しない事項
- (3) 産業局